

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

医療法人社団 善仁会

介護老人保健施設 ハートフル瀬谷

通所リハビリテーション重要事項説明書

ご利用者さまに対する通所リハビリテーションサービスの提供開始に当たり、当事業所がご利用者さまに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 法人の概要

法人名	医療法人社団 善仁会			
主たる事務所の所在地	〒220-0011 横浜市西区高島二丁目 6 番32号			
法人種別	医療法人			
代表者名	理事長 安藤和弘			
設立年月日	1980年1月5日			
法人が行っている他の事業所やサービス等	横浜第一病院 居宅サービス（訪問看護、居宅療養管理指導） 居宅介護支援 介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導）			
連絡先	TEL	0 4 5 - 4 5 3 - 6 7 7 2	FAX	0 4 5 - 4 5 3 - 5 3 2 5

2 事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設 ハートフル瀬谷			
所在地	〒246-0004 横浜市瀬谷区中屋敷二丁目 2 番地 1			
管理者名	施設長 石井 健夫			
開設年月日	2007年8月1日			
事業所番号	1 4 5 3 4 8 0 0 3 5			
併設サービス	介護老人保健施設 短期入所療養介護 ハートフル瀬谷クリニック			
連絡先	TEL	0 4 5 - 3 0 0 - 5 0 6 5	FAX	0 4 5 - 3 0 0 - 5 0 6 7

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所は、ご利用者さまの心身の機能の維持回復を図るとともに、居宅における生活の支援を目的とします。
運営の方針	当事業所では、ご利用者さまが可能な限り居宅において、自立した生活が送れるよう、ご利用者さまやご家族さまとともに考え、専門スタッフが支援します。

4 従業員の職種、員数

管 理 者	1.0人	医 師	1.0人以上	看 護 職 員	1.0人以上
介 護 職 員	2.5人以上	支援相談員	1.0人以上	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2.0人以上
管理栄養士 又は栄養士	1.0人以上	事 務 員 運 転 士	2.0人以上		

※当事業所の従事者の職種、員数は、上記のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

5 従業員の職務内容

4に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる従業員の総括管理、指導を行います。
- (2) 医師は、ご利用者さまの病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、ご利用者さまの通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
- (4) 介護職員は、ご利用者さまの通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、ご利用者さまの栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- (7) 事務員は、事務の処理を行います。運転士は、ご利用者さまの送迎を行うとともに、あらかじめ決められた業務に従事します。

6 営業日及び営業時間

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とします。但し、年末年始は1月1日から1月3日までを休業日とします。
- (2) 営業時間は8時30分から17時30分までとします。
- (3) 営業日の10時から16時までをサービス提供時間とします。

7 利用定員

通所リハビリテーションの利用定員数は、35人と定められています。

8 サービスの内容

- (1) 通所リハビリテーションは、医師、及び理学療法士、作業療法士等、リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行います。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施します。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供します。
- (4) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び当事業所間の送迎を実施します。

9 ご利用者さま負担額

ご利用者さま負担額を次のとおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額を、利用料金表により支払いを申し受けます。

(2) 食費、日常生活費、教養娯楽費、特別な食事の費用、おむつ代、その他費用等の利用料は、利用料金表掲載の料金により支払いを申し受けます。

(3) キャンセル料

ご利用者さまの都合によるキャンセルで、前日の 17 時 30 分までに連絡がない場合は、キャンセル料として、昼食実費負担分の支払いを申し受けます。

10 通所リハビリテーション（デイケア）利用料金

(1) 通所リハビリテーション利用料

(サービス提供時間 6 時間以上 7 時間未満)

項 目	要介護度	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所リハビリテーション費	要介護 1	¥778 /日	¥1,556 /日	¥2,334 /日
	要介護 2	¥925 /日	¥1,850 /日	¥2,775 /日
	要介護 3	¥1,068 /日	¥2,135 /日	¥3,202 /日
	要介護 4	¥1,237 /日	¥2,474 /日	¥3,711 /日
	要介護 5	¥1,404 /日	¥2,807 /日	¥4,211 /日

(2) 通所リハビリテーション加算料金

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
リハビリテーション提供体制加算	¥27 /回	¥53 /回	¥79 /回
入浴介助加算 (Ⅰ) (入浴された場合)	¥44 /日	¥87 /日	¥131 /日
入浴介助加算 (Ⅱ) (入浴された場合)	¥66 /日	¥131 /日	¥196 /日
リハビリテーションマネジメント加算イ (利用開始日の属する月から 6 ヶ月以内)	¥610 /月	¥1,219 /月	¥1,828 /月
リハビリテーションマネジメント加算イ (利用開始日の属する月から 6 ヶ月超)	¥262 /月	¥523 /月	¥784 /月
リハビリテーションマネジメント加算ロ (利用開始日の属する月から 6 ヶ月以内)	¥646 /月	¥1,291 /月	¥1,936 /月
リハビリテーションマネジメント加算ロ (利用開始日の属する月から 6 ヶ月超)	¥297 /月	¥594 /月	¥891 /月
リハビリテーションマネジメント加算ハ (利用開始日の属する月から 6 ヶ月以内)	¥863 /月	¥1,726 /月	¥2,589 /月
リハビリテーションマネジメント加算ハ (利用開始日の属する月から 6 ヶ月超)	¥515 /月	¥1,030 /月	¥1,544 /月
医師がリハビリテーション計画を説明した場合	¥294 /月	¥588 /月	¥882 /月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (退院(所) 日又は認定日から起算して 3 ヶ月以内)	¥120 /日	¥240 /日	¥359 /日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ) (週 2 日を限度)	¥262 /日	¥523 /日	¥784 /日

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ) (退院(所)日又は通所開始日から起算 して3ヶ月以内)	¥2,089 /月	¥4,178 /月	¥6,267 /月
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始日の属する月から6ヶ月以内)	¥1,360 /月	¥2,720 /月	¥4,080 /月
若年性認知症利用者受入加算	¥66 /日	¥131 /日	¥196 /日
栄養アセスメント加算	¥55 /月	¥109 /月	¥164 /月
栄養改善加算 (月2回を限度)	¥218 /回	¥436 /回	¥653 /回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6ヶ月に1回を限度)	¥22 /回	¥44 /回	¥66 /回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6ヶ月に1回を限度)	¥6 /回	¥11 /回	¥17 /回
口腔機能向上加算(Ⅰ) (月2回を限度)	¥164 /回	¥327 /回	¥490 /回
口腔機能向上加算(Ⅱ) イ (月2回を限度)	¥169 /回	¥338 /回	¥506 /回
口腔機能向上加算(Ⅱ) ロ (月2回を限度)	¥174 /回	¥348 /回	¥522 /回
重症療養加算	¥109 /日	¥218 /日	¥327 /日
中重度者ケア体制加算	¥22 /日	¥44 /日	¥66 /日
科学的介護推進体制加算	¥44 /月	¥87 /月	¥131 /月
当事業所が送迎を行わない場合	¥-52 / 片道につき	¥-103 / 片道につき	¥-154 / 片道につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥24 /回	¥48 /回	¥72 /回
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	8.6% / 介護保険利用 単位数に対して	8.6% / 介護保険利用 単位数に対して	8.6% / 介護保険利用 単位数に対して

(3) 介護予防通所リハビリテーション利用料

項 目	要介護度	1 割負担	2 割負担	3 割負担
介護予防 通所リハビリテーション費	要支援1	¥2,468 /月	¥4,935 /月	¥7,403 /月
	要支援2	¥4,600 /月	¥9,200 /月	¥13,800 /月

(4) 介護予防通所リハビリテーション加算料金

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (利用開始日の属する月から6ヶ月以内)	¥612 /月	¥1,223 /月	¥1,835 /月
若年性認知症利用者受入加算	¥262 /月	¥523 /月	¥784 /月
栄養アセスメント加算	¥55 /月	¥109 /月	¥164 /月
栄養改善加算 (月1回を限度)	¥218 /回	¥436 /回	¥653 /回
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6ヶ月に1回を限度)	¥22 /回	¥44 /回	¥66 /回
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6ヶ月に1回を限度)	¥6 /回	¥11 /回	¥17 /回
口腔機能向上加算 (Ⅰ) (月1回を限度)	¥164 /回	¥327 /回	¥490 /回
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (月1回を限度)	¥174 /回	¥348 /回	¥522 /回
一体的サービス提供加算	¥523 /月	¥1,045 /月	¥1,567 /月
科学的介護推進体制加算	¥44 /月	¥87 /月	¥131 /月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 要支援1	¥96 /月	¥192 /月	¥288 /月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 要支援2	¥192 /月	¥383 /月	¥575 /月
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	8.6% / 介護保険利用 単位数に対して	8.6% / 介護保険利用 単位数に対して	8.6% / 介護保険利用 単位数に対して

(5) ご利用者さまの希望に応じて提供する物品及びサービス(消費税込)

物品及びサービスの利用回数に応じて、次に定める費用をご負担いただきます。

昼食代	¥815 /日
おやつ代	¥131 /日
リハビリパンツ	¥100 /枚
パット	¥30 /枚
マスク	¥30 /枚
教養娯楽費(クラブ活動、行事の為に提供する材料費)	実費 /回

(6) キャンセル料

昼食代※	¥815 /回
------	---------

※通所リハビリテーションをお休みする場合は、前日17時30分迄にご連絡をお願いします。
前日17時30分以降のお休みの連絡に関しては、食事実費負担分として815円を申し受けます。

(7) 通所リハビリテーション月額料金の目安

○下記の利用料金は、基本料金+食費+おやつ+加算※を含んだ料金の目安です。

※加算・・・リハビリテーション提供体制加算、リハビリテーションマネジメント加算、
入浴介助加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

☆週4回利用

要介護度	基本料金+加算			昼食代+ おやつ	月額利用料合計		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	¥16,000～	¥32,000～	¥48,000～	¥15,000～	¥31,000～	¥47,000～	¥63,000～
要介護2	¥19,000～	¥37,000～	¥55,000～	¥15,000～	¥34,000～	¥52,000～	¥70,000～
要介護3	¥21,000～	¥42,000～	¥63,000～	¥15,000～	¥36,000～	¥57,000～	¥78,000～
要介護4	¥24,000～	¥48,000～	¥72,000～	¥15,000～	¥39,000～	¥63,000～	¥87,000～
要介護5	¥27,000～	¥54,000～	¥80,000～	¥15,000～	¥42,000～	¥69,000～	¥95,000～

☆週3回利用

要介護度	基本料金+加算			昼食代+ おやつ	月額利用料合計		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	¥12,000～	¥24,000～	¥36,000～	¥11,000～	¥23,000～	¥35,000～	¥47,000～
要介護2	¥14,000～	¥28,000～	¥42,000～	¥11,000～	¥25,000～	¥39,000～	¥53,000～
要介護3	¥16,000～	¥32,000～	¥48,000～	¥11,000～	¥27,000～	¥43,000～	¥59,000～
要介護4	¥18,000～	¥36,000～	¥54,000～	¥11,000～	¥29,000～	¥47,000～	¥65,000～
要介護5	¥21,000～	¥41,000～	¥61,000～	¥11,000～	¥32,000～	¥52,000～	¥72,000～

☆週2回利用

要介護度	基本料金+加算			昼食代+ おやつ	月額利用料合計		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	¥9,000～	¥17,000～	¥25,000～	¥8,000～	¥17,000～	¥25,000～	¥33,000～
要介護2	¥10,000～	¥19,000～	¥29,000～	¥8,000～	¥18,000～	¥27,000～	¥37,000～
要介護3	¥11,000～	¥22,000～	¥32,000～	¥8,000～	¥19,000～	¥30,000～	¥40,000～
要介護4	¥13,000～	¥25,000～	¥37,000～	¥8,000～	¥21,000～	¥33,000～	¥45,000～
要介護5	¥14,000～	¥28,000～	¥41,000～	¥8,000～	¥22,000～	¥36,000～	¥49,000～

☆週1回利用

要介護度	基本料金+加算			昼食代+ おやつ	月額利用料合計		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	¥5,000～	¥9,000～	¥14,000～	¥4,000～	¥9,000～	¥13,000～	¥18,000～
要介護2	¥5,000～	¥10,000～	¥15,000～	¥4,000～	¥9,000～	¥14,000～	¥19,000～
要介護3	¥6,000～	¥12,000～	¥17,000～	¥4,000～	¥10,000～	¥16,000～	¥21,000～
要介護4	¥7,000～	¥13,000～	¥20,000～	¥4,000～	¥11,000～	¥17,000～	¥24,000～
要介護5	¥8,000～	¥15,000～	¥22,000～	¥4,000～	¥12,000～	¥19,000～	¥26,000～

○上記はあくまでも目安となります。

その他加算の適用や、物品・サービスの利用によって、費用は追加されていきます。

ご利用者さまの場合は・・・？

要介護度	上記利用料金	その他加算	教養娯楽費	物品	キャンセル料	合計

(8) 介護予防通所リハビリテーション月額料金の目安

○下記の利用料金は、基本料金+加算※を含んだ料金の目安です。

※加算・・・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、科学的介護推進体制加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

要介護度	基本料金+加算		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	¥3,000～	¥6,000～	¥9,000～
要支援2	¥6,000～	¥11,000～	¥16,000～

○上記はあくまでも目安となります。

その他加算の適用や、物品・サービスの利用によって、費用は追加されていきます。

ご利用者さまの場合は・・・？

要介護度	上記利用料金	その他加算	教養娯楽費	物品	キャンセル料	合計

1 1 支払方法

請求書は、毎月月末で締め、利用した翌月の上旬（10日以降）に発行し、同月27日（銀行休業日の場合、翌営業日）に預金口座から自動引落としとなります。

1 2 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域を次のとおりとします。

- (1) 横浜市瀬谷区全域
- (2) 横浜市旭区（東希望が丘、笹野台）
- (3) 横浜市泉区（上飯田町）
- (4) 大和市（鶴間、深見、深見西、大和東、大和南、中央）
- (5) 東京都町田市（鶴間）

1 3 身体拘束等

- (1) 当事業所は、原則としてご利用者さまに対し身体拘束を廃止します。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師、看護職員、介護職員、その他現場の責任者から成る「身体拘束廃止委員会」において、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているかを判断し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をご家族さまに説明するとともに同意の署名をいただき、その内容を診療録に記載することとします。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を月に1回開催するとともに、その結果について、当事業所職員に周知徹底を図ります。
- (3) 当事業所職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

1 4 虐待の防止等

当事業所は、ご利用者さまの人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を月に1回開催するとともに、その結果について当事業所職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 5 褥瘡対策等

当事業所は、ご利用者さまに対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

1 6 事業所の利用に当たっての留意事項

喫 煙 ・ 飲 酒	当事業所内及び敷地内ではご遠慮ください。
禁止行為 等	当事業所内で次の行為は禁止とします。 ①宗教や習慣の違い等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。 ②喧嘩または口論、泥酔する等他のご利用者さま等に迷惑を及ぼすこと。 ③故意に当事業所もしくは物品を破損させたり、当事業所外に持ち出すこと。 ④金品または物品によって、賭事をする事。 ⑤当事業所内の秩序を乱したり、安全衛生を害すること。 ⑥無断で物品の位置を変えたり、形状を変えること。 ※上記の違反行為により、他のご利用者さまや当事業所の物品等に被害が生じた場合は、賠償責任が発生することがあります。
貴重品の管理	原則として貴重品は持ち込まないでください。
他医療機関の受診	デイケアをご利用中は、緊急時を除き、原則として当事業所で受診や薬をもらうことはできません。デイケアご利用の当日に受診される場合は、お休みいただくようお願いいたします。

1 7 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (2) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (3) 防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練、ご利用者さまを含めた総合避難訓練を実施します。

1 8 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者さまに対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 当事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 9 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、ご利用者さまに対し必要な措置を行います。
- (2) 当事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力病院、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）及び当事業所職員に対する定期的な研修を実施します。

2 0 職員の質の確保

- (1) 当事業所職員の資質向上のために、研修の機会を確保します。
思いやり研修（ご利用者さまの満足向上）、感染症対策に関する研修（感染症・食中毒等の予防・まん延防止等）、事故防止に関する研修（事故発生の防止、発生時の対応等）、褥瘡に関する研修（褥瘡発生の防止・予防・評価・対処等）、高齢者虐待防止に関する研修（虐待の発生原因・通報・職員のストレス対策等）他の研修を年1回以上実施しています。
- (2) 介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとします。

2 1 衛生管理

- (1) ご利用者さまの使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を月に1回開催するとともに、その結果について、当事業所職員に周知徹底を図ります。
- (4) 当事業所職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施します。
- (5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。
- (6) 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行います。
- (7) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

2 2 守秘義務及び個人情報の保護

当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族さまの個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行います。

2 3 苦情処理の体制及び手順、相談窓口

- (1) 常時、総合受付で対応するとともに、ご意見収集用はがきをフロア毎に設置し、情報収集に努めます。
- (2) 苦情等の情報が入った場合は速やかにクレームに対応、改善策を検討する委員会を開催します。
- (3) 苦情を申し立てられた方には速やかに当事業所としての対応をお知らせし、当事業所職員への周知徹底も平行し行います。
- (4) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

医療法人社団 善仁会 介護老人保健施設 ハートフル瀬谷	所在地	〒246-0004 横浜市瀬谷区中屋敷二丁目2番地1
	電話番号	045-300-5065
	FAX番号	045-300-5067
	担当	相談課 支援相談員
	対応時間	8:30～17:30（月曜日～金曜日）

- (5) 次の機関においても、苦情申出等ができます。

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課	所在地	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
	電話番号	045-671-2356
	FAX番号	045-550-3615
	対応時間	8:45～17:15（月曜日～金曜日）
神奈川県 国民健康保険 団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447 0570-022110（ナビダイヤル）
	対応時間	8:30～17:15（月曜日～金曜日）
瀬谷区役所 高齢・障害支援課	所在地	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地
	電話番号	045-367-5731
	FAX番号	045-364-2346
	対応時間	8:45～17:15（月曜日～金曜日）

（改訂 2025年4月1日）

制定：2005 年 4 月 1 日

改定：2022 年 8 月 1 日

医療法人社団 善仁会

理事長 安藤 和弘

個人情報保護方針

医療法人社団善仁会（以下、当法人という）は、医療・福祉のプロフェッショナルとして、お客さまの心の満足を目指します。そのためには患者さま、受診者さま、ご利用者さま等のお客さまの個人情報保護はもとより、従業者も含めた個人情報の保護が重大な社会的責任と認識し、個人情報を安全かつ適正に保護するために、本方針を定めて実行し、維持してまいります。

1. 個人情報の取得・利用・提供に関しては、当法人で行うすべての事業で取り扱う個人情報について、その事業内容・規模にふさわしい取得目的、利用範囲を明確にし、適切に取り扱うことを規程に定め、遵守します。これには、あらかじめ明示した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行わないこと及びそのための措置を講じることを含みます。
2. 個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守します。
3. 個人情報の漏洩、滅失又はき損等が発生しない安全な業務体制を確立するとともに、これらのリスクに対し適切な予防措置・是正措置を講じます。
4. 個人情報保護を確実に組織的に遵守するための個人情報保護マネジメントシステムを構築し、個人情報の適切な管理運用及びその継続的改善を図ります。
5. 個人情報保護に関する苦情及び相談に適切に対応します。

※ 当法人の個人情報保護方針に関するお問い合わせは下記「個人情報保護相談窓口」までご連絡ください。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

電話：045-453-6772

個人情報（介護関連）の取り扱いについてのご説明

制定：2005 年 4 月 1 日

改訂：2024 年 4 月 1 日

医療法人社団 善仁会
個人情報保護管理者 岡崎 祐哉

医療法人社団善仁会では、患者さまやご利用者さま及びそのご家族の個人情報について、以下のように取り扱います。

個人情報の利用目的

- ◆ 当法人はご利用者さまへのサービスの提供・向上等を目的として個人情報を取得、利用いたします。詳しくは別紙1をご覧ください。
- ◆ 当法人はご利用者さまへの適切な介護サービスの提供等を目的として取得した個人情報の全部または一部を他事業者等に提供することがあります。詳しくは別紙1をご覧ください。
- ◆ 当法人では業務を委託する場合には、内部基準に従い、信頼のおける業者等を選択するとともに、個人情報が不適切に扱われないような契約を取り交わしています。
- ◆ なお、これらの場合の個人情報の提供、利用、または第三者への提供をお申し出により拒否することが出来ますが、「介護保険の対象とならない」などの不利益を及ぼす場合があります。
- ◆ 当法人は別紙1の利用目的の範囲を超えて、利用いたしません。万が一、別紙1の利用目的の範囲を超えた個人情報の利用等が必要となった場合は、ご利用者さまのご了解をいただくことと定めております。
- ◆ 当法人は看護職・介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、看護・介護・医療専門職の学生等が、診療、看護、介護等に同席する場合があります。

個人情報の開示・内容訂正・利用停止等

- ◆ ご自身の個人情報の閲覧・謄写をご希望の場合は、「個人情報相談窓口」にお問い合わせ下さい。
- ◆ ご自身の個人情報の閲覧や謄写された結果、万が一当該情報に変更や誤りがあった場合は訂正または削除をご要望いただくことができます。その場合は、遠慮なく、「個人情報相談窓口」にお申し出下さい。
- ◆ ご自身の個人情報については、利用停止や第三者への提供の停止を求めることができます。下記の個人情報相談窓口にお申し出下さい。
- ◆ これらについては、法令の規定などによって、開示、修正、利用停止や削除ができない場合もあります。

介護サービスに関する個人情報についてのご相談

- ◆ ご自身の個人情報について質問や不安がおありになる場合は、下記個人情報相談窓口にお問い合わせ下さい。

個人情報保護に関するお問い合わせ先
個人情報相談窓口：045-453-6772

【介護サービスのご利用者さまへの介護の提供に必要な個人情報の利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・当該事業者が介護サービスのご利用者さま等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスのご利用者さまに係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該ご利用者さまの介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該事業所等がご利用者さま等に提供する介護サービスのうち、
 - －当該ご利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －ご家族さま等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

【説明確認欄】

年 月 日

上記のとおり、重要事項及びサービス内容を説明しました。

所 在 地 〒246-0004 横浜市瀬谷区中屋敷二丁目 2 番地 1

名 称 医療法人社団 善仁会 介護老人保健施設 ハートフル瀬谷

説 明 者 ⑩

上記のとおり、重要事項及びサービス内容の説明を受け同意し、交付を受けました。

利 用 者 氏 名 ⑩

身元引受人 氏 名 ⑩ (続柄)